

●香川県告示第495号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成24年10月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

変 更 年 月 日	事業所の名称及び所在地		事業者（開設者）の名称 及び主たる事務所の所在地
	変 更 前	変 更 後	
平成24年8月10日	セントケア訪問看護 ステーション丸亀 丸亀市川西町北618 番地1	セントケア訪問看護 ステーション丸亀 丸亀市土器町東7丁 目457番地	セントケア四国株式会社 高松市中新町11番地1アクア高 松中新町ビル702号